明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第三十一条の三第一項中「、第三十七条の八若しくは第三十七条の九」を「若しくは第三十七条の八」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九」を「第三十七条の八」に改め、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「次項」を「第三項」に、「又は清算金の額の一部」を「若しくは清算金の額の一部」に、「には、当該資産」を「又は同項に規定する収用等に係る次項に規定する前年中に同項に規定する代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定は、個人が同項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該個人が、収用等のあつた日の属する年の前年中（当該収用等により当該個人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日以後の期間に限る。）に代替資産となるべき資産の取得をしたとき（当該代替資産となるべき資産が土地等である場合において、工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情があるときは、政令で定める期間内に取得をしたとき）について準用する。この場合において、同項中「その選択により」とあるのは、「その選択により、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第三十三条の二第二項中「第三項」を「第四項」に、「その」を「その額の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第三十三条の三第三項中「、第三十七条の八第四項及び第三十七条の九第八項」を「及び第三十七条の八第四項」に改める。

第三十三条の四第一項中「（第三十三条第三項」を「（第三十三条第四項」に改め、同条第三項第一号中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

第三十三条の五第一項中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、同条第三項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第三十三条の六第一項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第七号を次のように改める。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第二号中「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同項第二十五号中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「（前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削る。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号を削る。

第三十五条第二項第一号中「、第三十七条の八若しくは第三十七条の九」を「若しくは第三十七条の八」に改める。

第三十六条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改め、同条第二項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十六条の五中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「及び第三十七条の九」を削り、同条第九項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十七条の六第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十七条の九を次のように改める。

第三十七条の九　削除

第三十七条の十三第一項第三号中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第五項第六号中「その年分の」を削る。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第四号ロ(3)中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

第四十条の三の三第十八項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十一条第一項中「、住宅の」を「、居住用家屋の新築等（居住用家屋（住宅の」に、「（以下第二十六項までにおいて「居住用家屋」という。）の新築若しくは」を「をいう。以下第二十九項までにおいて同じ。）の新築又は」に、「もの若しくは」を「ものの取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項、第十八項、第十九項、第二十五項及び第三十三項において同じ。）をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。）、買取再販住宅の取得（」に、「ある家屋（」を「ある家屋で」に、「いう。第三十項」を「いう。第三十三項」に改め、「又は経過年数基準（家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）」を削り、「に限る。）で政令で定めるもの（以下第二十六項まで及び第三十項」を「として政令で定めるもの（以下第二十九項まで及び第三十三項」に、「取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項及び第三十項において同じ。）」を「うち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。）、既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く。）」に、「、第十一項」を「から第十一項まで」に、「第二十六項並びに次条」を「第二十九項、次条並びに第四十一条の二の二」に、「平成十一年一月一日から令和三年十二月三十一日まで」を「平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十九項」を「第三十二項」に、「年（第三項」を「年（以下この項、第三項」に、「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間」に、「当該居住日」を「同日」に、「限る。